赤字解消·激変緩和措置計画(大阪市)

都道府県名	保険者 番号	保険者名
大阪府	1	大阪市

I. 赤字の発生状況

I-(1)法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。 ※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外繰入

				決算補:	填 等 目 的				
		決算補填	等目的のもの			保	険者の政策によるも	JO .	
	累積赤字補填のカ	医療費の増加	後期高齢者支援	公債費等、借入金				任意給付に充てる	小計
足のため	め		金等	利息	金	担緩和を図るため	料(税)の軽減額	ため	l
① (円)	② (円)	③ (円)	④ (円)	⑤ (円)	⑥ (円)	⑦ (円)	⑧ (円)	⑨ (円)	①~⑨ (円)
· (17)	S (17)	© (17)	· · · · · · ·	W 117	(11)	© (17)	© (17)	© (17)	
0	1)) 0	0	0	4.949.580.721	25.941.907	290.874.784	5,266,397,412

※その他は、理由別に区分けして貼付してください。

																	777 - F 77 - 7 - C								
										決	と算補 填	等	以	外の目的											合計
	AMEDICATION 医療給付費波及 増等 るため 充てるため 組織 (円) ① (円) ② (円) ③ (円) ① (円)					納税報奨金(納付組織交付金等)		基金積立			返済金		その他	その他		その他		その他		小言	†				
•				ත/	Ξ α)	元(- a /=&/		祖楸文刊並寺)							部負担金の減 質の補填	多子世帯支援奨 励金	1	その他 (解消すべきもの))	その他				
(⑩ (円)	11)	(円)	12	(円)	13	(円)	(14 (円)	15)	(円)		16)	(円)	17)	(円)	⑱(円)		⑲ (円)		20	10	~20	(円)	20=①~②(円)
Ī	3,449,887,777		1,187,985,000		689,013,584		0)	0			0		0		0		0		0	0		5,326	,886,361	10,593,283,773

	(千円)
(A)解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	5,266,397
(B)解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①、③~⑨、⑩、⑭、⑤、①~⑲	8,716,285

T (4) 婦 L 本田今の鉱担機加額(4)

_ 1 - (2) (株工)	た用金の新規	宿加徴(C)	(千円)
繰上充用金	平成27年度	平成28年度	(C) 新規増加額
	0	0	0

H28事業年報の数値に合わせてください。

T_(2) 未字類

<u> </u>	104	(十円)
国定義	(D)=(A)+(C)	5,266,397
大阪府定義	(E)=(B)+(C)	8,716,285

「【確認事項】 赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

□確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。 □赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

I - (4) 赤字の原因 ・国民健康保険は国民皆保険の根幹として極めて重要な役割を果たしているが、加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱 えている。

・そうした構造的な問題を抱える状況の中、国保の事業運営は保険料と国庫支出金等で賄うことが原則となっているが、原則どおりに保険料を賦課すると、被保険者の 保険料負担が大きくなることから、本市では被保険者の保険料負担軽減のため、多額の一般会計からの法定外繰入金を繰入れてきた。

|※本市における国保加入世帯における所得100万円未満の低所得者世帯の割合は65.4%であり、全国平均の56.5%よりも高く、また1世帯あたり平均所得は全国の 2/3程度となっている。(本市平均:98万円、全国平均:140万円[平成26年中所得])

Ⅱ. 赤字の解消計画

Ⅱ-(1)赤字解消のための基本方針

・国保は構造的な問題を抱えており、被保険者の保険料負担軽減のために法定外繰入金を繰入 れているといった状況は、全国的な状況であることから、国は全国で約3,400億円の公費を拡充し、国保の財政基盤の強化を図るとともに、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30 年度から国保は都道府県単位化される。

・都道府県単位化にあたって、決算補填等目的の法定外繰入を前提としない運営が基本的な考え 方とする国の方針に沿って、本市においても決算補填等目的の法定外繰入を解消する。

・令和元年度本市保険料率算定にあたって、一人当たり平均で大幅な伸びとなったことから、 法定外繰入による激変緩和措置を講じ、保険料抑制を行った。

・当該法定外繰入については、令和6年度の統一保険料率に向け、段階的な解消を図る。

Ⅱ - (2)赤字解消のための具体的取組 ・平成30年度は、これまで繰り入れていた決算補填目的等の法定外繰入については、基本的に解消した。

・令和元年度は、本市独自滅免である3割軽滅を解消したものの、本市保険料率算定にあたっては、一人当たり平均で大幅な伸びとなったこと から、法定外繰入による激変緩和措置を講じ、保険料抑制を行った。

・令和2年度では、医療費等の伸びに加え、激変緩和措置の逓減分1%を加えた保険料率改定を行った。

・令和3年度では、府の算定では▲2%となったため、激変緩和措置の逓減を図るため+2%とし、一人当たり平均保険料を据え置いた。

令和4年度では、府の算定では一人当たり平均保険料が+5.4%となったため、このうち単年度的要素を本市国保基金により抑制したうえで、 任意繰入を約9億円とし、+4%の改定とした。

令和5年度では、府の算定では一人当たり平均保険料が+13.2%となり、激変緩和措置の逓減分+0.7%を加えると、+13.9%の改定が必要と なったため、本市国保基金の充当(28億円)により、令和5・6年度の2年間で平準化を図り、+10.3%の改定とした。

・令和6年度は、統一保険料率に向け、解消を図る。

Ⅱ-(3)赤字解消の年次計画

(総括表 国定義)

※以下の法定外編入にかかる項目は別紙の内配を自動集計します

(40)D3X D7C3X/			Way I commented the second	ALL COMPLETION IN THE CO. CO.	C DANAGE OF 7				
	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和2年度	第4年次 令和3年度	第5年次 令和4年度	第6年次 令和5年度	最終年次 令和6年度	合計
法定外繰入の解消予定額(率)	-	5,258,118	▲ 2,856,751	296,288	1,139,299	476,481	506,483	446,480	5,266,397
	-	99.84%	▲54.24%	5.63%	21.63%	9.05%	9.62%	8.48%	100.00%
残額	5,266,397	8,279	2,865,031	2,568,743	1,429,444	952,963	446,480	▲ 0	▲ 0
繰上充用金の新規増加額	-								0
解消予定額(率)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	5,258,118	▲ 2,856,751	296,288	1,139,299	476,481	506,483	446,480	5,266,397
口引 外于胜用了足额(平)	-	99.84%	▲ 54.24%	5.63%	21.63%	9.05%	9.62%	8.48%	100.00%
残額	5,266,397	8,279	2,865,031	2,568,743	1,429,444	952,963	446,480	▲ 0	A 0

(総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

(10 III >									
	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
	刈 练领	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
法定外繰入の解消予定額(率)	-	8,708,005	▲ 2,856,751	296,288	1,139,299	476,481	506,483	446,480	8,716,285
ムと外線八の解用 P 足領(平)	-	99.91%	▲ 32.77%	3.40%	13.07%	5.47%	5.81%	5.12%	100.00%
残額	8,716,285	8,280	2,865,031	2,568,743	1,429,444	952,963	446,480	▲ 0	▲ 0
繰上充用金の新規増加額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
解消予定額(率)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	8,708,005	▲ 2,856,751	296,288	1,139,299	476,481	506,483	446,480	8,716,285
口口 亦于所用了足頜(平)	-	99.91%	▲ 32.77%	3.40%	13.07%	5.47%	5.81%	5.12%	100.00%
残額	8,716,285	8,280	2,865,031	2,568,743	1,429,444	952,963	446,480	▲ 0	▲ 0

Ⅲ. 激変緩和措置計画

Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化により、大阪府が算定する「事業費納付金」及び「標準保険料率」に基づき、6年間の経過期間を設けて「府内統一保険料率」となるよう改定していく。

平成30年度は、これまで繰り入れていた決算補填目的等の法定外線入については、基本的に解消した。
令和元年度は、これまで繰り入れていた決算補填目的等の法定外線入については、基本的に解消した。
令和元年度は、本市独自減免である3割軽減を解消したものの、本市保険料率算定にあたっては、一人当たり平均で約6%もの伸びとなったことから、法定外線入による激変緩和措置を講じ、保険料抑制を行った。
令和2年度では、医療費等の伸びに加え、激変緩和措置の逓減分を加えた保険料率改定を行った。
令和3年度では、原の算定では▲2%となったため、激変緩和措置の逓減分を加えた保険料率改定を行った。
令和4年度では、府の算定では▲2%となったため、激変緩和措置の逓減分を加えると、一人当たり平均保険料を据え置いた。
令和4年度では、府の算定では一人当たり平均保険料が+5.4%となったため、このうち単年度的要素を本市国保基金により抑制したうえで、任意繰入を約9億円とし、+4%の改定とした。
令和5年度では、府の算定では一人当たり平均保険料が+13.2%となり、激変緩和措置の逓減分+0.7%を加えると、+13.9%の改定が必要となったため、本市国保基金の充当(28億円)により、令和5・6年度の2年間で平準化を図り、+10.3%の改定とした。
◆和5年度では、肝の腎定では一人、軽345元の、

令和6年度は、統一保険料に向け、解消を図る。

Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状 平成29年度	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和2年度	第4年次 令和3年度	第5年次 令和4年度	第6年次 令和5年度	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
1 保険料・税区分		保険料	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	所得割(割合)	8.18%(46)	8.19%(46)	7.93%(46)	8.06%(46)	8.22%(46)	8.59%(46)	8.78%(45)	統一	【賦課割合】 現行の均等割:平等割=5:5を、府内統一基準の6:4になるように、6 年間でなだらかに移行 <mark>させ、</mark> 所得割については、激変緩和期間中は 現行の割合で固定し、最終年度で調整を行った。
2 保険料率	均等割(割合)	20,583円(27)	21,362円(28)	22,265円(29)	24,372円(30)	25,273円(31)	27,488円(32)	30,798円(33)	統一	SULTON BILL CELLOCATION CONTECTIONS
(医療)	平等割(割合)	32,896円(27)	30,964円(26)	29,380円(25)	29,376円(24)	27,807円(23)	28,175円(22)	30,321円(22)	統一	
	賦課限度額	54万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
	所得割(割合)	2.83%(46)	2.99%(46)	2.87%(46)	2.78%(46)	2.90%(46)	2.87%(46)	3.09%(45)	統一	同上
2 保険料率	均等割(割合)	7,147円(27)	7,822円(28)	7,962円(29)	8,207円(30)	8,642円(31)	8,967円(32)	10,659円(33)	統一	
(後期)	平等割(割合)	11,421円(27)	11,338円(26)	10,506円(25)	9,892円(24)	9,508円(23)	9,191円(22)	10,494円(22)	統一	
	賦課限度額	19万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	7 和04段	
	所得割(割合)	2.82%(46)	2.69%(46)	2.62%(46)	2.62%(46)	2.60%(46)	2.69%(46)	2.94%(45)	統一	【賦課割合】 現行の均等割: 平等割=5:5を、府内統一基準の均等割に一本化になるように、6年間でなだらかに移行させ、所得割については、激変級和期間中は現行の割合で固定し、最終年度で調整を行った。
2 保険料率	均等割(割合)	8,678円(27)	9,795円(32)	13,396円(37)	13,396円(42)	14,612円(47)	16,739円(52)	19,543円(55)	統一	
(介護)	平等割(割合)	10,264円(27)	7,874円(22)	4,424円(17)	4,424円(12)	2,509円(7)	741円(2)	統一	統一	
	賦課限度額	16万円	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
3 保険料の減免基	長準	_	統一(3割軽減除く)	統一	統一	統一	統一	統一	統一	・本市独自減免である3割軽減については、廃止すると被保険者の 保険料が急増することから、当面は継続としていたが、令和元年 度に法定の5割軽減の基準額が本市独自の3割軽減の基準額と 同額に改正されたため、3割軽減は解消した。
4 仮算定の有無		仮算定なし	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
5 本算定の時期		6月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
6 納期数		10か月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	
7 一部負担金の減免基準		_	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	

上記のとおり提出します。

令和 6年 1月 25日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 大阪市

代表者名 大阪市長 横山 英幸

	区分	-5	以 会如	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年度	合計
	K277	項目	対象額 -	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	TAT
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
①保険料収納不足のため	国府	解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
②累積赤字補填のため	E 7	解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0		
③医療費の増加	国府	解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
④後期高齢者支援金等	国府	解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0		
⑤公債費等、借入金利息	国府	解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	0	0	0	0	0	0		
⑥高齢者療養費貸付金	国府	解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	4,949,581	▲ 2,865,031	296,288	1,139,299	476,481	506,483	446,480	4,949,58
⑦保険料(税)の負担緩和を図るため	国府	解消率	-	100.00%		5.99%	23.02%	9.63%	10.23%	9.02%	100.00
		残 額	4,949,581	0	2,865,031	2,568,743	1,429,444	952,963	446,480	0	
		解消額	-	17,662	8,280	0	0	0	0	0	25,94
⑧地方単独の保険料(税)の軽減額	国府	解消率	-	68.08%	31.92%						100.00
		残 額	25,942	8,280	0	0	0	0	0	0	
		解消額	-	290,875	0	0	0	0	0	0	290,87
⑨任意給付に充てるため	国府	解消率	-	100.00%							100.00
		残 額	290,875	0	0	0	0	0	0		
		解消額	-	3,449,888	0	0	0	0	0	0	3,449,88
⑩保険料(税)の減免額に充てるため	府	解消率	-	100.00%							100.00
		残 額	3,449,888	0	0	0	0	0	0		
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
⑭納税報奨金(納付組織交付金等)	府	解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0		
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
⑤基金積立	府	解消率	-								
		残額	0	0	0	0	0	0	0		
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
①その他(一部負担減免額の補填)	府	解消率	-								
		残額	0	0	0	0	0	0	0		
	_	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
その他(多子世帯支援奨励金)	府	解消率	-								
ッての他(タナ世帝又抜笑伽並) 		残額	0	0	0	0	0	0	0		
	_	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
⑲その他(解消すべきもの)	府	解消率	-								
	1	残額	0	0	0	0	0	0	0	٥	